

# 子ども・子育て支援新制度に係る 事業者説明会



## ▼そもそも「子ども・子育て支援新制度」とは...

・子ども・子育て関連3法に基づき実施される新制度

①子ども・子育て支援法

②認定こども園法の一部改正法

③関係法律の整備法

・幼児期の学校教育・保育の総合的な提供

・地域の子ども・子育て支援の一層の充実

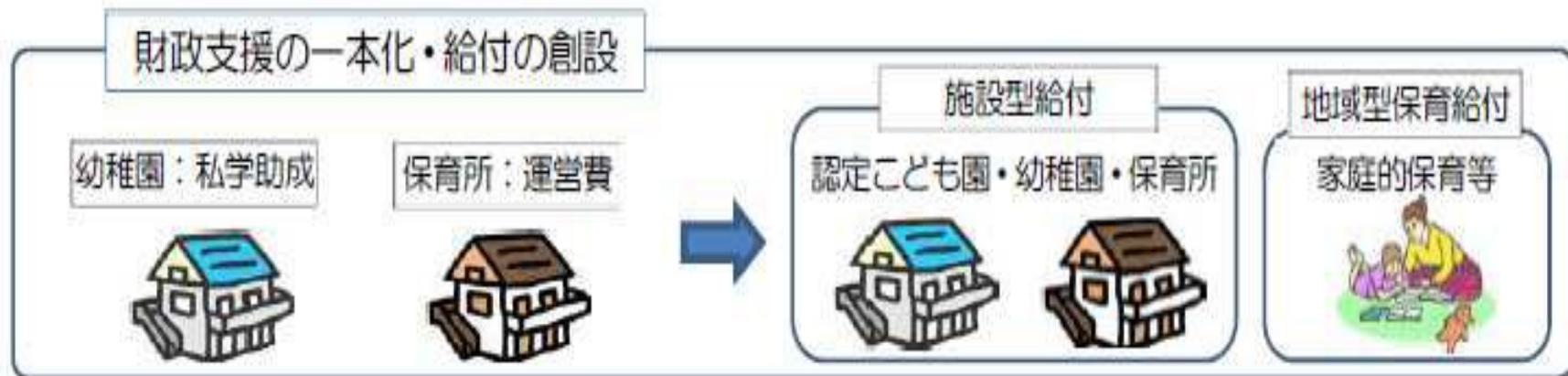
・待機児童の解消

等を目指す

平成27年度4月から本格的にスタート予定

## ▼新制度の主なポイント①

- 幼児期の学校教育・保育に関する給付制度（「施設型給付」と「地域型保育給付」）の創設



## ▼新制度の主なポイント②

- 認定こども園制度の改善（幼保連携型のみ）



## ▼新制度の主なポイント③

- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実



# ▼新制度における給付・事業の全体像

## 子ども・子育て支援給付

子どものための教育・保育給付  
(小学校に入る前までの子対象)

施設型給付  
(認定こども園・幼稚園・保育所)

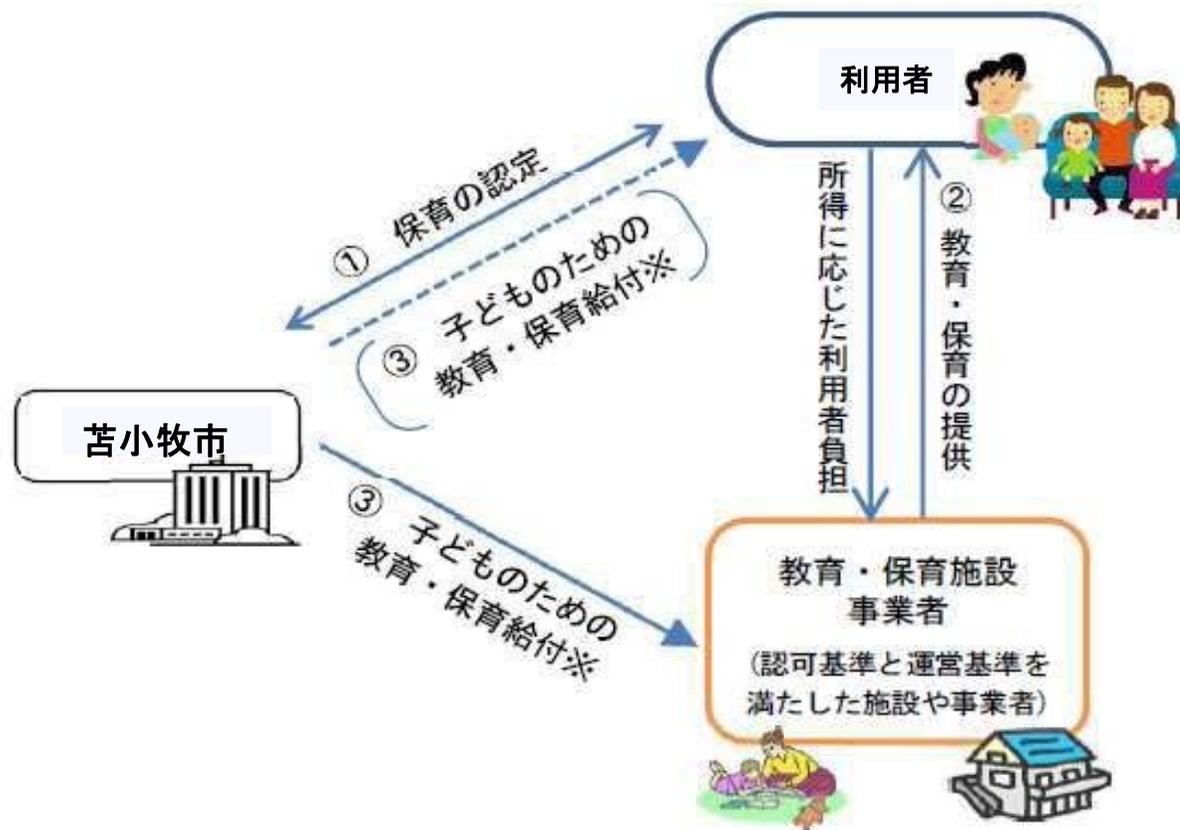
地域型保育給付  
(小規模保育・家庭的保育・  
事業所内保育・居宅訪問型保育)

子どものための現金給付  
(中学生までの子に対する児童手当)

## 地域子ども・子育て支援事業

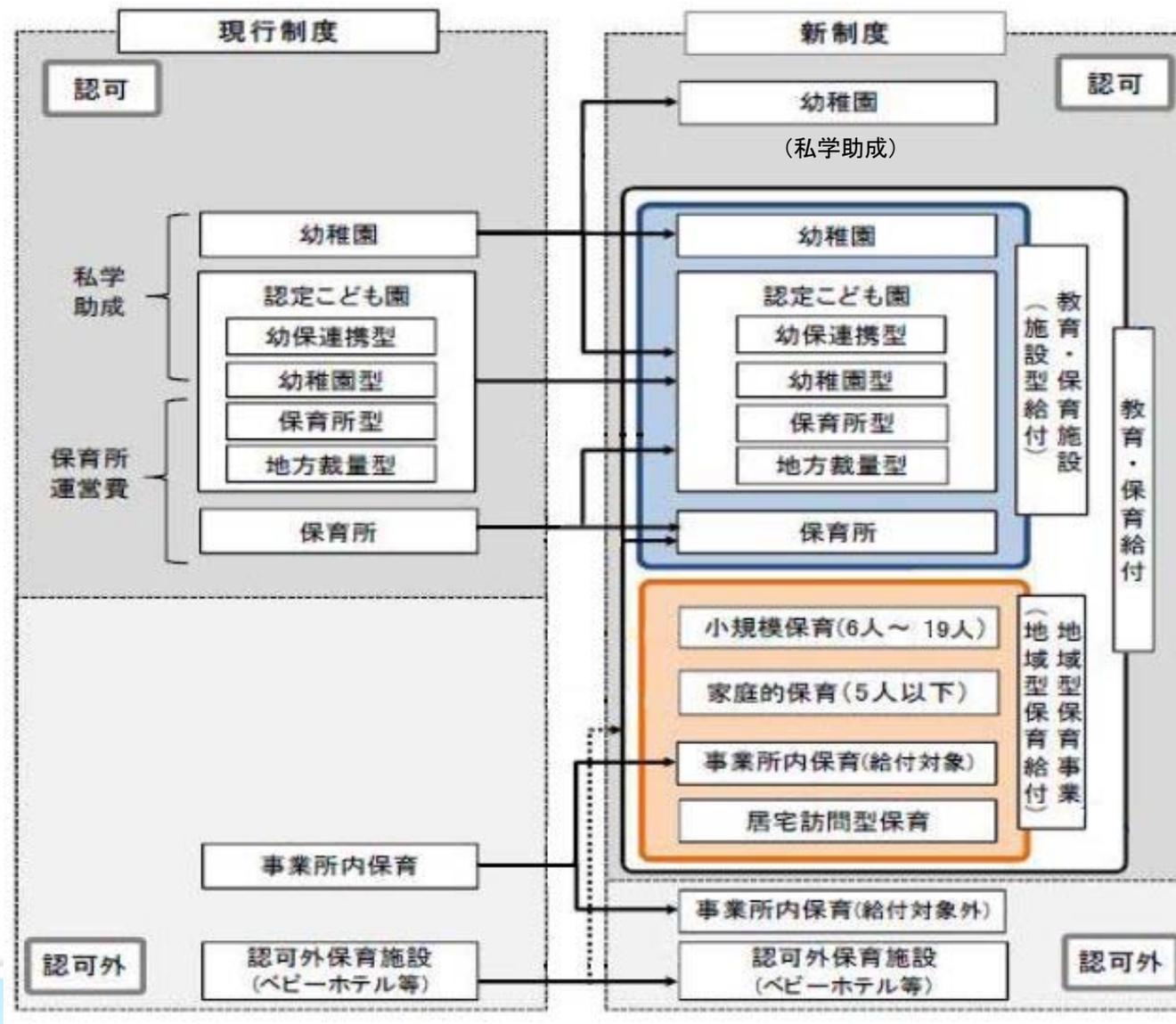
- ① 利用者支援事業(新規)
- ② 地域子育て支援拠点事業
- ③ 妊婦健康診査
- ④ 乳児家庭全戸訪問事業
- ⑤ 養育支援訪問事業
- ⑥ 子育て短期支援事業
- ⑦ ファミリー・サポート・センター事業
- ⑧ 一時預かり事業
- ⑨ 延長保育事業
- ⑩ 病児保育事業
- ⑪ 放課後児童クラブ
- ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

## ▼新制度での幼稚園や保育園などの利用イメージ



※給付は、保護者に対する個人給付ですが、確実に教育・保育に要する費用に充てるため、施設・事業者が保護者に代わり給付を受け取る仕組み(法定代理受領制度)となります。

# ▼現在の制度と新制度での施設や事業の比較



# ▼新制度のそれぞれの施設・事業の説明

## 教育・保育施設（3～5歳児対象）

### 幼稚園

満3歳から小学校就学前までの子を預かり、幼児教育を行う。

## 教育・保育施設（主に0～5歳児対象）

### 認定こども園

保護者の仕事の状況にかかわらず、子どもを受入れ、教育・保育を一体的に行う。（幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ施設）  
地域の子育て支援も行う。

### 保育所（定員20人以上）

保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。

## 地域型保育事業（主に0～2歳児対象）

### 小規模保育（定員6人～19人）

保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。

### 事業所内保育

病院や企業が、主に従業員の子を預かるために運営。  
（新制度の給付対象になるためには地域の子の保育も必要）

### 家庭的保育（定員5人以下）

保護者が仕事などのため日中家庭で保育できない子を預かる。

### 居宅訪問型保育

いわゆるベビーシッター。主に、特別なケアが必要な子の保育や、保護者の夜間勤務等に対応

# ▼ 給付対象となるためには「認可」と「確認」が必要

- 「認可」の趣旨：ハード部分が目的に合致した基準を満たしている旨
- 「確認」の趣旨：ソフト部分が支給対象施設・事業である旨

	施設・事業		認可（ハード部分）		確認（ソフト部分）	
			根拠法	所管	根拠法	所管
教育・保育施設	認定 こども園	幼保連携型	認定こども園法	北海道	子ども・子育て 支援法	市
		幼稚園型	幼稚園部分：学校教育法			
		保育所型 地方裁量型	保育所部分：児童福祉法			
	幼稚園	学校教育法				
	保育所	児童福祉法				
地域型保育事業	小規模保育	児童福祉法	市 ※条例化			
	家庭的保育					
	居宅訪問型保育					
	事業所内保育					

# ▼確認制度について

## 【確認主体について】

- 給付の実施主体である市町村(基礎自治体)が認可施設・認可事業者の中で、施設型給付、地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する。
- 市町村は、各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行う。
  - ①教育・保育施設の最低利用定員は、20人以上とする(幼稚園は適用なし)。
  - ②利用定員は、認定区分(1～3号)ごと、3号認定(保育認定・満3歳未満)は0歳と1・2歳に区分して設定する。
  - ③利用定員は、認可定員と一致させることを基本としつつ、実情に応じて以下の対応とする。
    - ・恒常的に実利用人員が少ない場合、実際の利用状況を反映した利用定員を設定する。なお、認可定員の上限の範囲内であれば、利用定員を超える柔軟な受入れを可能とする方向(実利用人員に応じた基準を満たすことが前提)。
    - ・恒常的な利用定員の超過については、公定価格の議論と併せて検討(定員弾力化の扱い、給付の減算措置等)。
- 施行の際、現に幼稚園・保育所の認可を有する施設、認定こども園の認定を受けている施設は、教育・保育施設としての確認があったものとみなす。※私学助成を受ける幼稚園を選択する場合、施行前に別段の申出

## 【対象施設・事業について】

### 〔法人格〕

- 教育・保育施設については、安定的・継続的な運営を担保する観点から、法人格を定める。
  - ※施行前に現に認可を受けている施設については、法人格を有さなくても給付の対象とする。
- 地域型保育事業者については、法人でない場合でも、対象とする。

### 〔運営基準の遵守〕

- 施設の設定備、職員配置など、各施設・事業の認可基準を満たしていることを求める。
- さらに、国が定める基準を踏まえ、区分経理など、給付の対象施設・事業として求める運営基準を、市町村が条例で定める。
- 運営基準の遵守のため、市町村が指導監督を行う(立入検査、勧告・措置命令、確認取消し等)。

### 〔辞退〕

- 対象施設・事業としての地位(確認)を辞退する場合、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整義務を課す。※施設・事業自体から撤退は、都道府県知事等の認可等が必要。

## ▼「認可」と「確認」を受け、給付対象になると...①

- 次の責務が課されます。
  - ① 正当な理由がなければ利用申込みを拒んではならない応諾義務
  - ② 定員を超える利用申込みがあった場合の公正な方法による選考
  - ③ 子どもに対する適切な教育・保育の提供

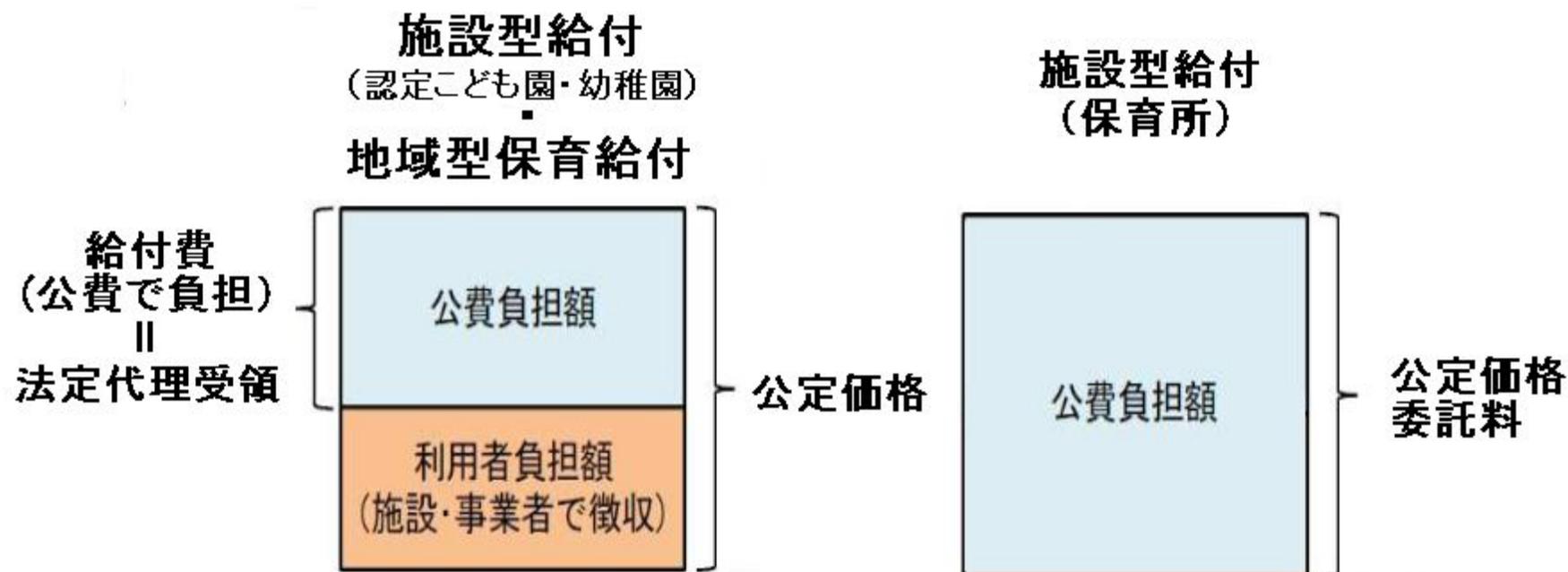
## ▼「認可」と「確認」を受け、給付対象になると...②

- 業務管理体制の整備や、教育・保育に関する情報の報告及び公表が求められます。
- 対象施設・事業としての地位を辞退する場合は、事前の届出、3ヶ月以上の予告期間の設定、利用者の継続利用のための調整が必要になります。
- 運営基準の遵守のため、許可権者、確認権者である道・市による指導監督を受けることになります。

## ▼「施設給付型」と「地域型保育給付」の基本的な構造

「給付費」＝「国が定める公定価格」

－「市町村が定める利用者負担額」



## 公定価格の骨格(全体イメージ)

- 幼稚園、保育所、認定こども園の認可基準等を基に、現行の私学助成・保育所運営費等により実施している施設等の運営の実態等を踏まえた上で、「質の改善」を反映し、骨格を設定。(これを基に5月頃に仮単価として提示)
- 本資料は、消費増税分から充当される「0.7兆円」程度の財源を前提として実施される質の改善項目を基に作成。質の改善項目等に必要となる1兆円超の財源のうち残りの0.3兆円超の財源については、引き続き予算編成過程で確保に取り組むものであり、財源の確保と合わせて本資料の質の改善項目についても更なる充実が図られていくことになる。

### 基本額(1人当たりの単価)

- ▶ 共通要素①: 地域区分別(7区分)、利用定員別(17区分等)、認定区分、年齢別、保育必要量別(2号・3号)
- ▶ 共通要素②: 人件費、事業費、管理費

### 各種加算等

- ▶ 職員の配置状況、事業の実施体制、地域の実情等に応じて加算等

### <教育標準時間(1号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	教育標準時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	1号	4歳以上児(30:1)	円
			3歳児(20:1)	円

※事務職員(2日分)追加

※赤字下線部分は「質の改善」による事項

### 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主幹教諭等専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

### <保育標準時間・短時間(2号・3号)認定>

地域区分	定員区分	認定区分	年齢区分	保育必要量	
				保育標準時間	保育短時間
□/100 地域	□□人 ~ △△人	2号	4歳以上児(30:1)	円	円
			3歳児(20:1)	円	円
		3号	1・2歳児(6:1)	円	円
			0歳児(3:1)	円	円

※保育標準時間: 保育士1人、非常勤保育士1人(3時間)追加

※研修代替要員費を追加

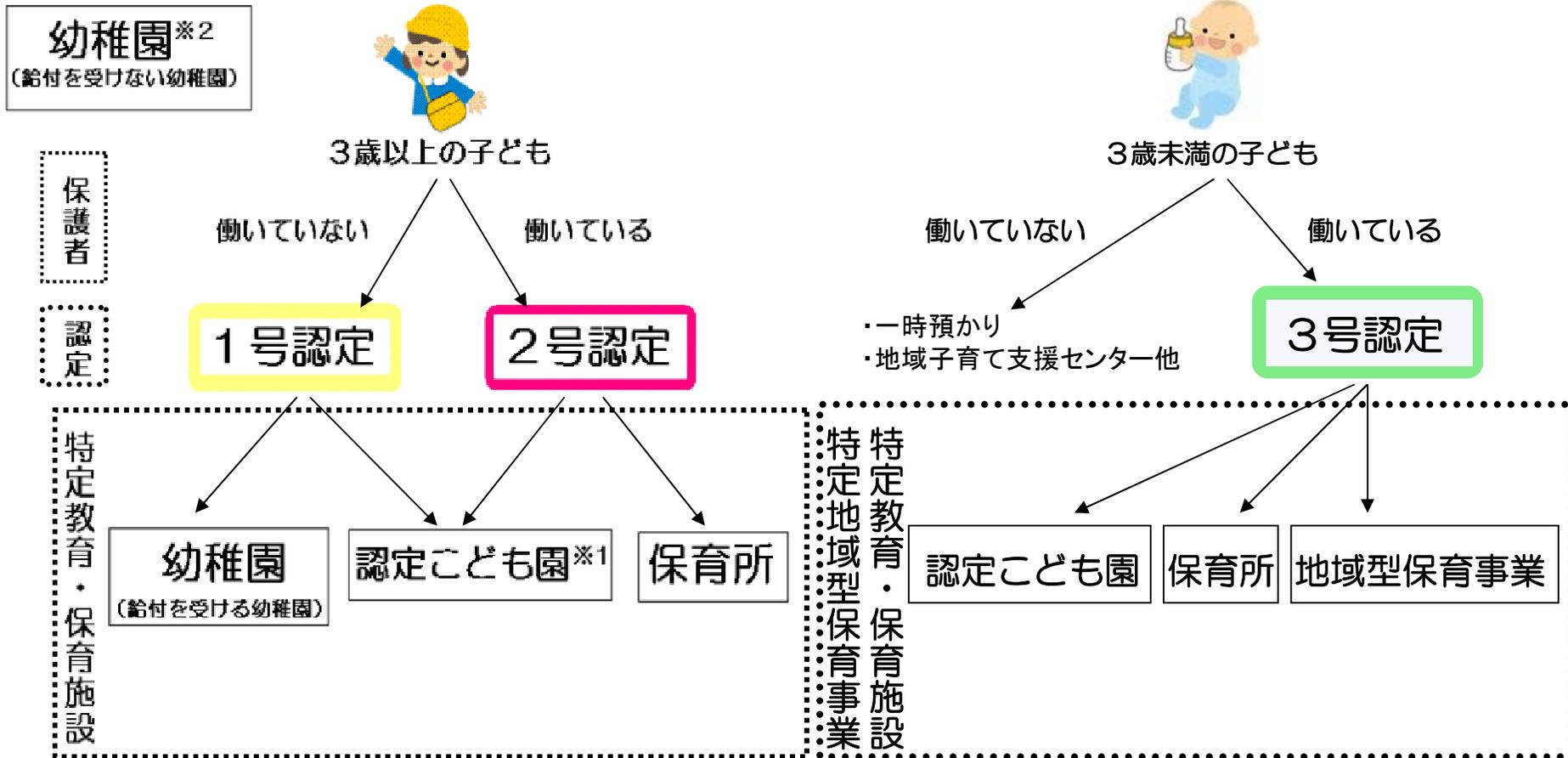
### 主な加算(例)

職員配置加算(3歳児)	円
主任保育士専任加算	円
(+子育て支援活動費)	円
処遇改善等加算	+__%(加算率・3%充実)
小学校接続加算	円
第三者評価受審加算	円
減価償却費等加算	円
除雪費加算	円
降灰除去費加算	円

# ▼教育・保育の必要性の認定

＜3歳以上の教育・保育＞

＜3歳未満の保育・子育て支援＞



※1 認定こども園には保護者が働いていても、いなくても通える  
 ※2 幼稚園には現行のまま新制度の給付を受けない幼稚園として残ることもできる(就園奨励費、私学助成)

※ 3歳未満は保育が必要な子どものみが保育給付の対象

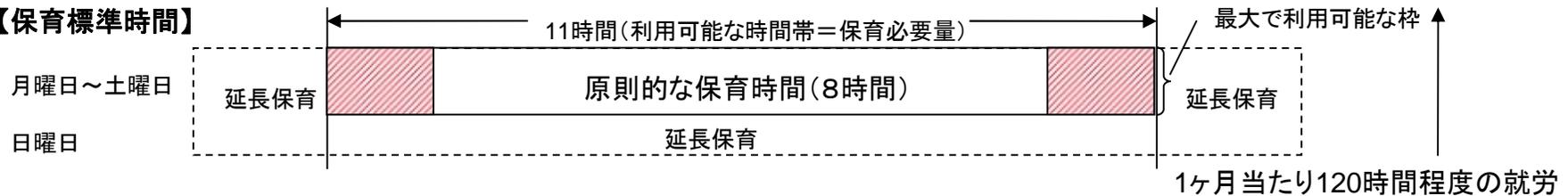
# 保育の必要性の認定について①

- 保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑にできるようにする観点などから主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」、主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」の大括りな2区分を設定。
- この2つの区分の下、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じてその範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定。

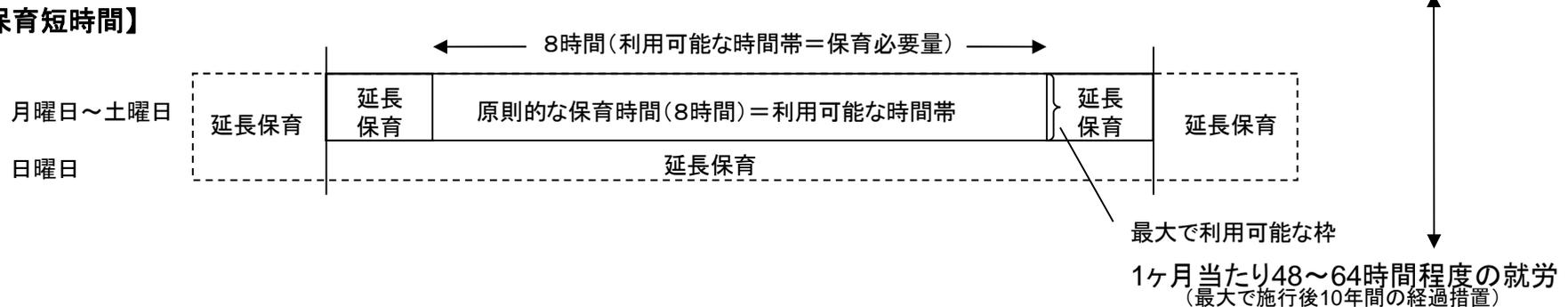
[保育必要量のイメージ](一般的な保育所のように、月曜日～土曜日開所の場合)

※開所時間は市町村、施設・事業ごとに定める

## 【保育標準時間】



## 【保育短時間】



(参考)平成26年1月15日子ども・子育て会議「保育の必要性の認定に関する基準案取りまとめに当たっての附帯意見」

- (前略)新たな基準に基づく保育の実施に当たっては、保護者が、その就労実態等に応じ、子どもの健全な育成を図る観点から必要な範囲で利用できるようにすることが制度の趣旨であることを周知し、共通認識とすること。
- (前略)保育の必要性の認定の対象となり得る子どもに対する幼稚園の預かり保育・一時預かりを含め、多様な提供手段が選択肢として確保されるとともに、それぞれの提供手段に対する支援が適切に行われるようにすること。
- (前略)柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境整備や、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進などの施策を積極的に進めていくこと。

## 保育の必要性の認定について②

### 1.概要

- 子ども・子育て支援新制度では、実施主体である市町村が、保護者の申請を受け、客観的な基準に基づき、保育の必要性を認定した上で、給付を支給する仕組み。
- 保育の必要性の認定に当たっては、①「事由」(保護者の就労、疾病など)、②「区分」(保育標準時間、保育短時間の2区分。保育必要量)について、国が基準を設定。

### 2.「事由」について

- 給付の対象となる教育・保育の適切な提供等に当たって施設・事業者に対して求める基準を設定。

#### 現行の「保育に欠ける」事由

○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ①昼間労働することを常態としていること(就労)
- ②妊娠中であるか又は出産後間もないこと(妊娠、出産)
- ③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)
- ④同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)
- ⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)
- ⑥前各号に類する状態にあること(その他)

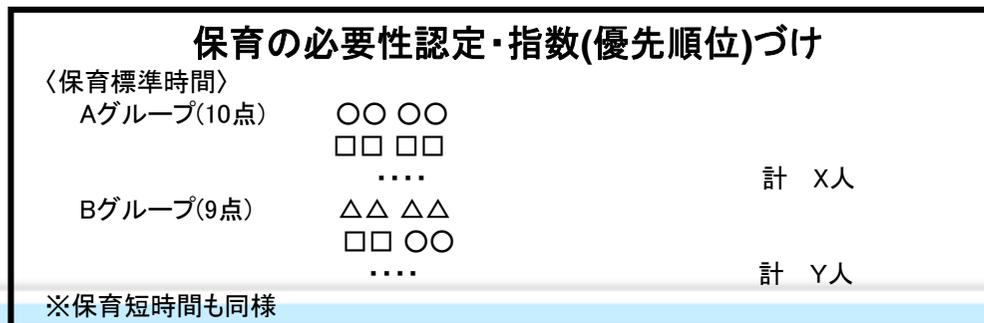
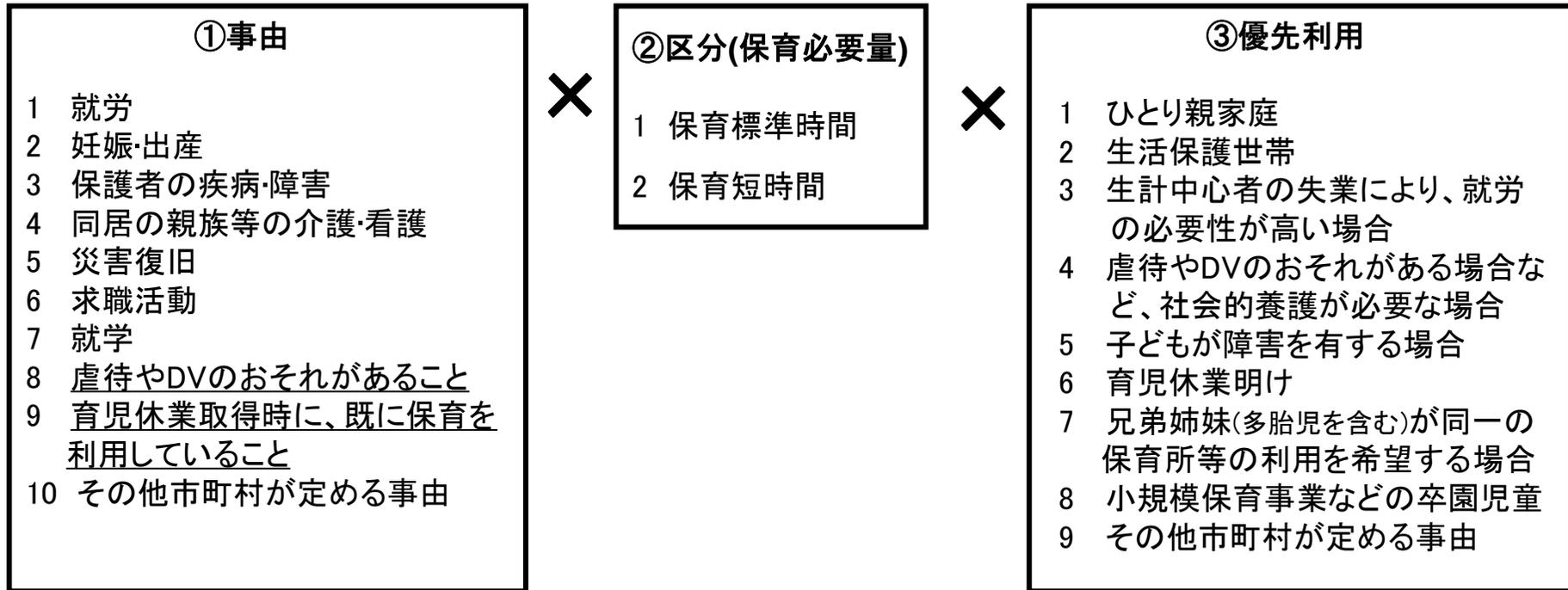
#### 新制度における「保育の必要性」の事由

○以下のいずれかの事由に該当すること  
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労(苫小牧市では月に64時間とする方向で検討中)  
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)
- ②妊娠、出産
- ③保護者の疾病、障害
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護  
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護
- ⑤災害復旧
- ⑥求職活動 ・起業準備を含む
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

# 保育の必要性の認定について③

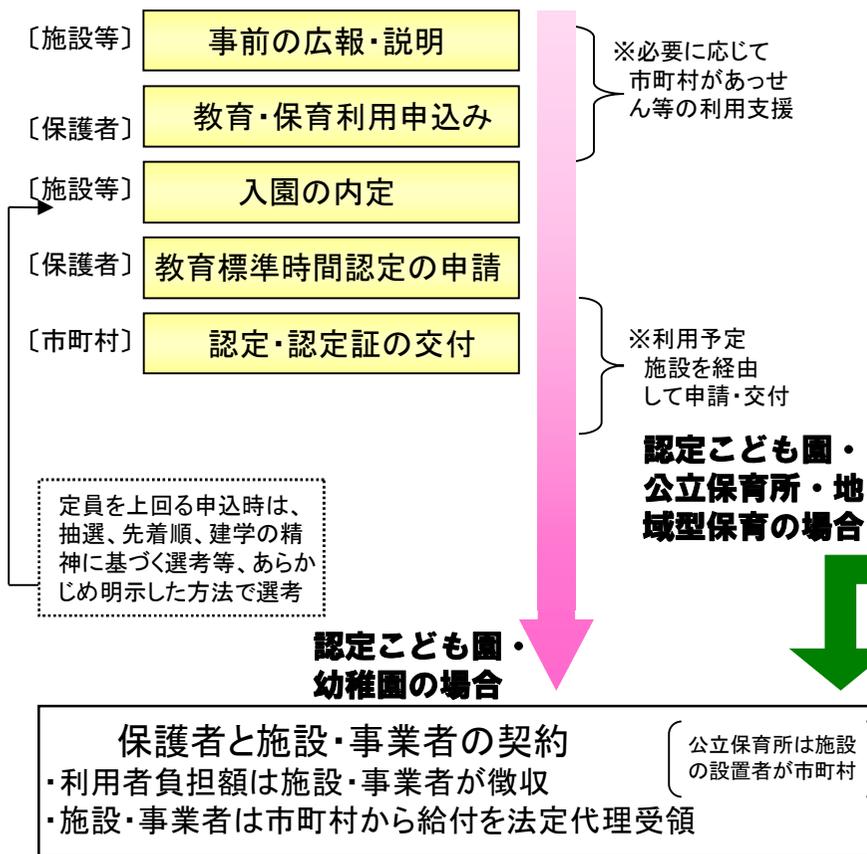
※実際の運用に当たっては、更に細分化、詳細な設定を行うなど、現行の運用状況等を踏まえつつ、市町村ごとに運用



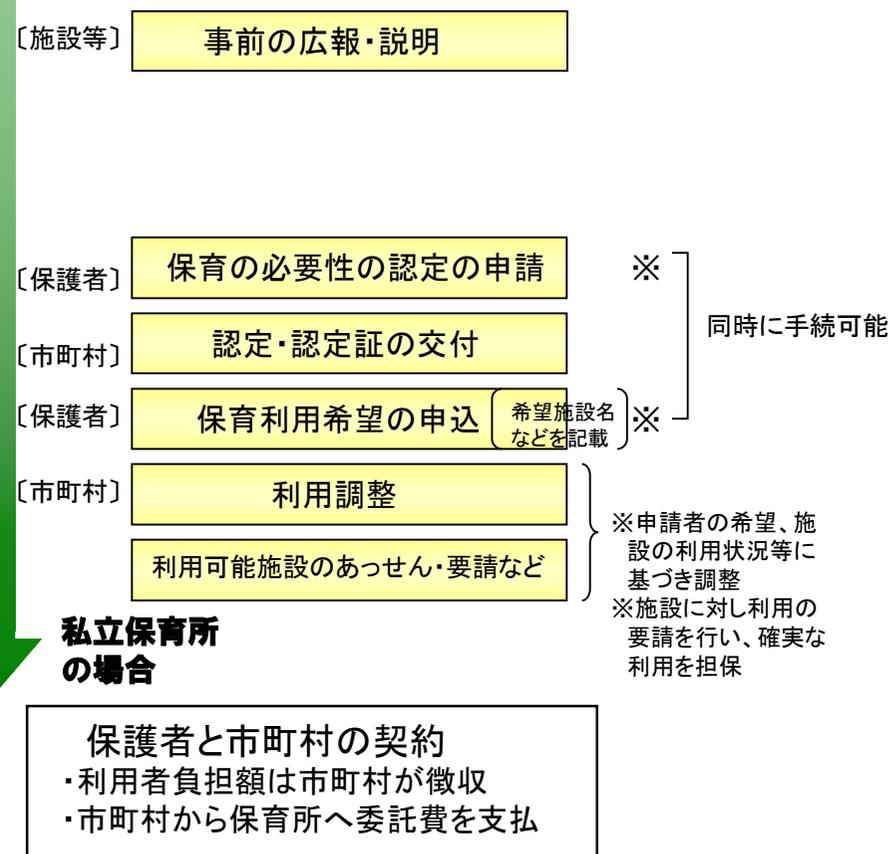
 **利用調整へ**

# ▼教育・保育の利用に必要な手続

## (1)教育標準時間時間認定(1号)の子ども



## (2)保育認定(2号・3号)の子ども



教育・保育の利用

## ▼新制度での利用者負担

- 所得に応じた負担（応能負担）。
- その額は、国が定める水準を踏まえ、市が設定する。

➡ 詳細は別添資料を参照

# ▼今までの制度と新制度の比較(まとめ)①

## ○施設や事業の運営に係る財政支援について

今までは…

施設・事業によって異なる

- 幼稚園：私学助成(文科省)
- 保育所：委託費・運営費補助(厚労省)
- 認定こども園：
  - 幼稚園部分：私学助成(文科省)
  - 保育所部分：委託費・運営費補助(厚労省) 等
- 家庭保育室：運営費補助(北海道)
- 事業所内保育：雇用保険事業による助成



新制度では…

財政支援の一本化、給付の創設

- 施設型給付(幼稚園・保育所・認定こども園)
- 地域型保育給付(小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育)

給付の所管：内閣府

- ※ 「給付費」(私立保育所は委託費)  
= 「国が定める公定価格」から  
「市町村が定める利用者負担額」を引いた額

## ○施設や事業の「認可」について

今までは…

- 幼保連携型認定こども園の複雑な認可
  - 「学校教育法による認可」
  - + 「児童福祉法による認可」
  - + 「認定子ども園法による認定」が必要
- 家庭保育室や事業所内保育は、認可外



新制度では…

幼保連携型認定こども園の認可の簡略化

- 認定こども園法による認可
- 市町村認可事業としての地域型保育事業の創設
  - 小規模保育・家庭的保育・事業所内保育・居宅訪問型保育の創設

透明性の高い認可の仕組み

- 客観的認可基準に適合し、必要条件を満たせば、欠格事項への該当や供給過剰でない限り、認可

# ▼今までの制度と新制度の比較(まとめ)②

## ○施設や事業の「確認」について

今までは…

制度なし



新制度では…

確認制度の創設

「施設認可・事業認可」を前提に、給付対象として適格か、施設・事業者を市町村が「確認」

## ○保育の認定について

今までは…

施設・事業によって異なる

幼稚園：

認定なし

保育所・認定こども園(保育所部分)・家庭保育室

保育に欠ける認定(入所判定と同時)



新制度では…

入所手続から独立した保育認定の手続の創設

保護者は、「保育認定(保育は必要か、保育は1日11時間程度か8時間程度か等)」を受け、認定証の交付を受ける。

(認定は、市町村が客観的基準に基づき行う。)

## ○施設や事業の利用方法について

今までは…

施設・事業に応じた手続

幼稚園：施設に申込み

保育所：市に申込み、市が選考

認定こども園：施設に申込み、施設が選考

家庭保育室：施設に申込み

事業所内保育：施設に申込み



新制度では…

保育の必要度に応じた手続

保育の必要のない子(1号認定)

幼稚園や認定こども園へ申込み

保育の必要な子(2号・3号認定)

市町村へ申込み。市町村が利用調整

※事業所内保育の従業員枠は市町村の利用調整対象外

## ▼今までの制度と新制度の比較(まとめ)③

### ○利用者負担について

今までは…

施設・事業によって異なる

- 幼稚園：施設が定める保育料  
(所得等に応じた保護者補助金)
- 保育所：保護者の所得等に応じた保育料
- 認定こども園：幼稚園部分は幼稚園と同じ  
保育部分は保育所と同じ
- 家庭保育室：施設が定める保育料  
(所得等に応じた保護者補助金)
- 事業所内保育：施設が定める保育料

新制度では…

応能負担を基本とした共通の仕組み

- 所得に応じた負担(応能負担)を基本とした共通の仕組み。
- その額は、国が定める水準を踏まえ、市町村が設定する。

※①～③は、新制度に移行しない幼稚園や事業所内保育などについては、従来と同じ取扱いになります。

# ▼預かり保育の取扱い

